

給水装置工事設計・施工指針の一部改訂（案）の概要

（令和2年4月1日改正 第15版）

1 改訂する背景

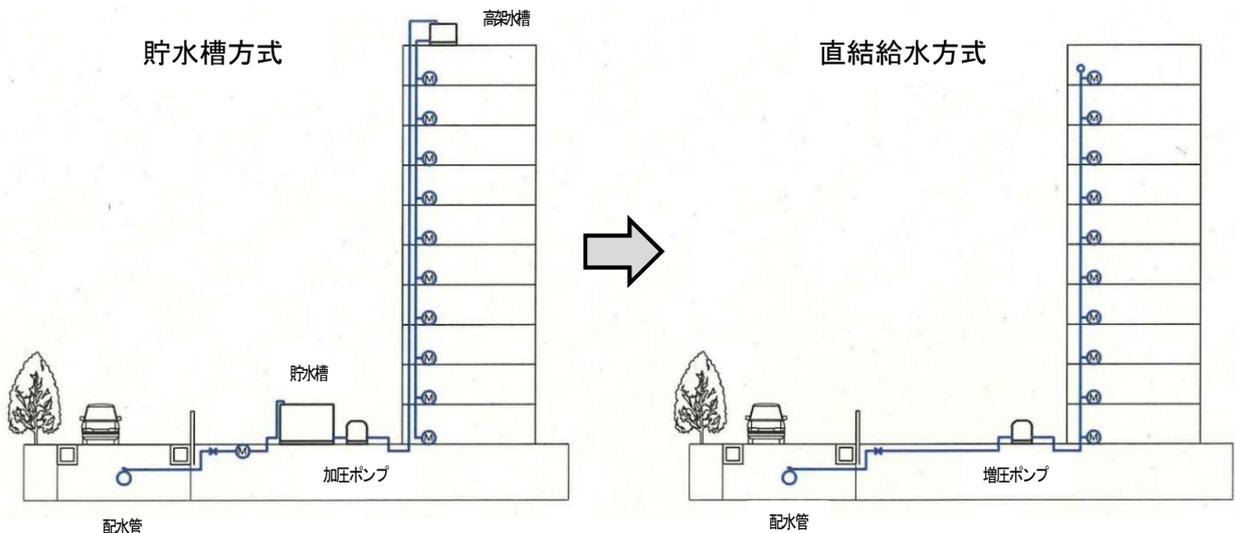
給水装置工事設計・施工指針は、水道法及び小田原市水道給水条例等に基づき、給水装置工事の設計や施工等に係る基準を定めたものですが、県内水道事業体の動向等を踏まえ、より適正な給水装置工事の施行を確保するため、一部改訂を行うものです。

2 改訂の主な概要

主な改訂内容は、次のとおりです。

（1）直結給水方式の拡大について（P.7～25）

- ・6階以上のマンションやビル等への給水は、これまで貯水槽を経由して給水してきましたが、今後は、計算上可能な高さ（概ね15階建て）まで配水管等の水圧で直接給水できる直結給水方式を拡大します。



（2）給水管材料について（P.47～52・90）

- ・口径75mm以上の給水管はダクタイル鋳鉄管（TDIP-NS）をダクタイル鋳鉄管（TDIP-GX）に変更します。
- ・口径75mmの給水管はダクタイル鋳鉄管（TDIP-GX）に加え、水道配水用ポリエチレン管（HPPE）を追加します。

（3）分岐材料について（P.55・70）

- ・配水管が水道配水用ポリエチレン管（HPPE）で、口径20及び25mmの給水管を分岐するときは、融着接合による分水E Fサドル（プラグ機能付）に変更します。

※ 詳細につきましては、「給水装置工事設計・施工指針の一部改訂（案）」をご確認ください。

3 適用日

令和2年4月1日（予定）